

令和 2 年第 9 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 2 年 9 月 30 日（水）午後 2 時

2 場 所 多治見市役所 5 階第 1 委員会室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第24号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1件
議第25号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1件
報第17号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	5件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	欠席
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	

16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和2年第8回農業委員会総会を開会する。

本日は、5番市原勝美委員から欠席の連絡を受けているので、17名中16名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、6番 坂崎 寛治 委員、7番 右高 一朋 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第24号について事務局より説明願う。

事務局 1件

申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は大藪町諸家■■■■番、田、農振農用地、419 m²。譲渡人が高齢で耕作が困難になったため譲受人に所有権移転するもの。

議長 それでは議第24号について、地元委員から意見があれば発言願う。

1番 草が生えており、田として利用することに疑問があったが、水路の確認ができたこと、機械は法面を下る方法で入れている作業を実際に確認することができた。このことから申請に問題はないと判断する。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第24号について採決を行う。議第24号について、賛成の委員は挙手願う。

(挙手多数)

議長 挙手多数により、議第 24 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 25 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程する。議第 25 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件

申請番号 1 申請人、■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■。土地は小名田町 3 丁目■■番、畑、現況山林、803 m²。孫がレクレーションとして利用するため届出。平成 15 年に露天資材置場として転用届出、平成 23 年に非農地証明が発行されているが、畑としての利用が認められ地目変更されないまま平成 25 年以降は植林を行っていたため始末書提出。

議長 それでは議第 25 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

16 番 30 センチぐらいの太い木が植えられていて、低木の状態でスギやヒノキが植えられている。レクレーション利用という趣旨は不明であるが、周りに農地も無く山林状態であっても別段問題はないと考える。なお、2, 3 年前にイノシシ対策で柵が道路に沿って立てられている。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 25 号について採決を行う。議第 25 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 25 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事案に入る。報第 17 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 17 号について説明願う。

事務局 5 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、可児市広見 2601 番地、株式会社 T N コーポレーション。譲受人、多治見市笠原町 4106 番地の 16、株式会社谷口製陶所。土地は笠原町天王下■■■番、田、376 m²。転用目的

は露天資材置場。昭和 48 年に倉庫敷地にて転用許可済。

申請番号 2 賃貸借権。賃貸人、■■■■市■■■町■丁目■番地の■■、■■■■。賃借人、岐阜市茜部中島 3 丁目 10 番地、株式会社トーエネック岐阜支店。土地は生田町 3 丁目■■■番、田、197 m²。転用目的は資材置場。

申請番号 3 使用貸借権。使用貸人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■外 1 名。使用借人、■■■■市■■■町■番地の■■、■■■■。土地は若松町 1 丁目■■番、田、現況宅地、229 m²。転用目的は自己住宅。昭和 42 年に住宅兼店舗で 5 条許可済。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地の■、■■■■。譲受人、多治見市金岡町 3 丁目 40 番地の 1、株式会社サグチ不動産。土地は赤坂町 2 丁目■番、田、現況畑、155 m²。転用目的は建売住宅建築。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■番地の■、■■■■。譲受人、愛知県小牧市新町 1 丁目 147 番地、中部テラーサービス有限公司。土地は下沢町 4 丁目■■番■、原野、現況畑、1,466 m²、■■番■、畑、1.12 m²、計 1,467.12 m²。転用目的は共同住宅。

議長 報告第 17 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 発言がないので報第 14 号の報告を終了する。

その他議案以外で意見があれば挙手願う。

議長 発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。

議長 続きまして前回の総会から話題となっているイノシシの件について、産業観光課の有害鳥獣対策担当から、イノシシ捕獲の現状と課題について説明を願う。

担当者 昨年度は豚コレラの関係でイノシシが減少して被害も減少傾向だったが今年度に入ってイノシシの数が増加し、農作物の被害が多くなっており、市民の方からの相談も増えている。

担当者 現状、イノシシの捕獲については多治見市猟友会の中で捕獲隊を組織

し、有害鳥獣の捕獲を行っていただいている。現在の隊員数は7名。市側の担当は私を含め2名。捕獲檻は88基あり、通常の狩猟期間とは異なり、年間を通じて捕獲が可能である。農作物被害の多い地域に檻を設置して捕獲に努めている。

担当者 活動は、毎週2回月曜日と木曜日に猟友会が2人1組で市内を巡回して檻の見回りと餌の補給をしている。イノシシが捕獲された場合はその場で殺処分を行っているほか、巡回時以外にも捕獲報告があった場合は、猟友会の方に対応いただいている。

担当者 捕獲実績としては年を追うごとに捕獲頭数が増えている状況で、ピークは平成30年度の342頭で、この年は農作物の被害報告や目撃情報が多く寄せられた。昨年度の令和元年度は豚コレラの影響でイノシシが多く死亡し、それに伴い捕獲頭数も93頭と大きく減少した。

担当者 猟友会に対する委託料が増加傾向にあるのは、市内に設置する檻の数の増加、それに伴う見回り作業量、餌代、燃料費等の増加によるものである。

担当者 捕獲報償費については、平成30年度は2,392,000円と最も多くなっている。令和元年度は豚コレラの関係で1,218,000円となった。1頭あたりの報償費は昨年度から豚コレラ対策で県の補助金が増えたことにより10月以降は成獣で16,000円となっている。

担当者 課題は猟友会員の高齢化とそれに伴う捕獲隊員の減少。週2回の巡回に加え、有害鳥獣が捕獲された場合に対応する必要があるなど、仕事を持っている方の対応が難しい面がある。その他の課題としてイノシシの生息域拡大、耕作放棄地の増加があげられる。

(この後、担当者により鳥獣被害総合対策交付金事業(国庫補助金)、多治見市内のイノシシ捕獲檻設置場所(地図)について説明あり)

15番 捕獲頭数が多いのはどの地区か。

担当者 廿原、三の倉、大原、東栄である。

6番 檻を増やすわけにはいかないと思うが、捕獲頭数が少ないのではないかな。檻に入るのを待つしかないだろうか。

7 番 罾があるが、熟練していないと難しい。イノシシが警戒すると檻の中にはいない。

16 番 鉄砲は弾が 1 km 程飛ぶが、散弾は短距離である。獣害には、キジもある。

議長 ヌートリアや、ハクビシンもそうだ。

3 番 檻の移動は可能か。

担当者 たまに移動させるが、檻の重量は 100 kg 程である。

16 番 防除には電柵がよい。夜スイッチが入るタイマー式のものもある。草から電気が逃げるので、周囲の草刈りが必要である。檻に近づくと危険であるため、通学路に檻を設置するのは無理である。くくり罾は切って逃げることもあるため、使用を控えている。猟友会への入隊を募りたいが、即時対応が必要な場合もあり、仕事と兼ねることが大変なこともある。

6 番 柵の設置への補助は、地元をまとめるのが大変だ。

12 番 柵の設置への補助は市内で実績があるか。イノシシの被害で田をやめているところもあり、西坂町は今作っていない。

担当者 補助の実績は、廿原、北小木、大藪、東栄である。

9 番 補助については、もう少し柔軟に市に対応をしてほしい。

議長 希望する場所に檻を設置してほしいといっても、檻は重量があり、簡単に移動させることが難しいということである。

事務局 次回の総会開催日は、10 月 28 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 5 階第 1 委員会室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 30 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	玉山	永恵

令和 2 年 9 月 30 日

議事録署名

6 番

7 番

議長